



愛媛県報

発行 愛媛県

令和2年2月18日火曜日 第80号

◇ 目 次 ◇

指定自立支援医療機関の指定.....(健康増進課).....85
 指定自立支援医療機関の所在地の変更.....(").....85
 落札者等の告示.....(水産課).....85
 漁船損害等補償法に基づく付保義務の発生.....(").....86
 漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅.....(").....86
 海岸保全区域の指定の一部改正(2件).....(港湾海岸課).....86
 愛媛県管理港湾区域の一部改正.....(").....89
 公共測量の実施の通知.....(道路維持課).....90
 建設業者の許可の取消し(2件).....(中予地方局管理課、南予地方局管理課).....90
 医師の指定.....(福祉総合支援センター).....91
 指定医師の辞退の届出.....(").....91

公 告

交通管制センター、サブセンター等設備保守業務の委託.....(警察本部会計課).....91

教育委員会告示

愛媛県指定有形文化財の指定及び愛媛県指定無形文化財の保持者の追加認定.....(文化財保護課).....92

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第139号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和2年2月18日

愛媛県知事 中村時広

指定訪問看護事業者等		訪問看護ステーション		担当しようとする医療の種類	指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地		
株式会社L.S.I.	広島市中区大手町三丁目1番7号4F	訪問看護ステーションかがやき松山	松山市西石井6丁目12-27	精神通院医療	令和2年2月1日
合同会社みはまサポート	松山市北井門二丁目3-12	カナ訪問看護リハビリステーション	松山市北井門二丁目3-12	精神通院医療	令和2年2月1日

○愛媛県告示第140号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第64条の規定に基づき、指定自立支援医療機関の所在地を変更した旨の届出があった。

令和2年2月18日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地		変 更 年月日
	変 更 前	変 更 後	
おひさま訪問看護リハビリステーション	松山市和泉南六丁目2番5号	松山市小栗六丁目1番22号第2白石ビル2階西	令和元年8月26日

○愛媛県告示第141号

次のとおり落札者を決定した。

令和2年2月18日

愛媛県知事 中村時広

落札に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
水産修第1号 漁業取締船「せとかぜ」の中間検査に係る機関修繕一式	愛媛県農林水産部 水産局水産課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	令和2年1月31日	株式会社大東工作所 兵庫県神戸市兵庫区出在家町二丁目6番2号	56,100,000円	一般競争入札	令和元年12月20日

○愛媛県告示第142号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第25条の規定により告示する。

令和2年2月18日

愛媛県知事 中村時広

（東予地方局管内）

大三島加入区

1号の規定により、次の加入区について、漁船損害等補償法に基づく付保義務の発生（平成28年2月愛媛県告示第174号）による保険に付すべき義務は、令和2年2月17日限り消滅したので、同条第2項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第25条の規定により告示する。

令和2年2月18日

愛媛県知事 中村時広

（東予地方局管内）

大三島加入区

○愛媛県告示第143号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第

○愛媛県告示第144号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により海岸保全区域を指定したので、海岸保全区域の指定（昭和33年3月愛媛県告示第277号）の一部を次のように改正する。

令和2年2月18日

愛媛県知事 中村時広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
豊後水道東沿岸				豊後水道東沿岸			
海岸名	地区海岸名	地先海岸名	区域	海岸名	地区海岸名	地先海岸名	区域
省略				省略			
省略				省略			
御荘港（愛南町）	平城長洲		<u>基点1、補助点1及び基点2から基点12までを順次結んだ線並びに基点12、補助点9、補助点8、補助点7、補助点6、補助点5、補助点4、補助点3、補助点2及び基点1を順次結んだ線により囲まれた区域</u> 基点及び補助点の表示（角度の表示は、真北） <u>基点1は、南宇和郡愛南町御荘平城700番地3の標柱から252度31分39秒1.57メートルの地点</u> <u>基点2は、基点1から344度50分00秒79.50メートルの地点</u> <u>基点3は、基点2から249度38分00秒106.00メートルの地点</u> <u>基点4は、基点3から329度51分00秒22.50メートルの地点</u>	御荘港（御荘町）	平城南	平城南	イ線、ロ線、ハ線、ニ線及びホ線により囲まれた区域 注 イ線 御荘町大字平城553の2番地々先港湾区域境界標柱から272度34メートルの地点まで引いた線 ロ線 イ線の終点から328度50メートルの地点まで引いた線 ハ線 ロ線の終点より60度50メートルの地点まで引いた線 ニ線 ハ線の終点より147度70メートルの地点まで引いた線 ホ線 ニ線の終点とイ線の起点を結んだ線
				同	平城北	平城北	イ線、ロ線、ハ線及びニ線により囲まれた区域 注

	<p>基点5は、基点4から248度33分00秒 32.00メートルの地点</p> <p>基点6は、基点5から324度53分00秒 165.50メートルの地点</p> <p>基点7は、基点6から345度35分30秒 260.50メートルの地点</p> <p>基点8は、基点7から54度06分00秒 57.00メートルの地点</p> <p>基点9は、基点8から313度36分30秒 215.50メートルの地点</p> <p>基点10は、基点9から237度02分00秒 94.50メートルの地点</p> <p>基点11は、基点10から313度01分30秒 137.00メートルの地点</p> <p>基点12は、基点11から338度57分00秒 54.00メートルの地点</p> <p>補助点1は、基点1から51度56分30秒 30.00メートルの地点</p> <p>補助点2は、基点5から214度25分30秒 84.00メートルの地点</p> <p>補助点3は、基点6から222度30分30秒 81.50メートルの地点</p> <p>補助点4は、基点7から198度26分30秒 129.00メートルの地点</p> <p>補助点5は、基点7から243度07分00秒 126.00メートルの地点</p> <p>補助点6は、基点10から156度35分00秒 83.00メートルの地点</p> <p>補助点7は、基点10から197度09分30秒 128.50メートルの地点</p> <p>補助点8は、基点11から245度05分00秒 125.00メートルの地点</p> <p>補助点9は、基点12から272度34分00秒 80.00メートルの地点</p>		<p>イ線 大字平城108番地の6地先平城北海 岸護岸起点から355度30メートルの地点 まで引いた線</p> <p>ロ線 イ線の終点より大字長洲834番地の 1地先平城北海岸終点から244度31メー トルの地点に至る平城北海岸護岸天端前 肩から海面側30メートルの線</p> <p>ハ線 ロ線の終点より64度52メートルの地 点まで引いた線</p> <p>ニ線 ハ線の終点よりイ線の起点から175 度20メートルの地点に至る平城北海岸護 岸天端前肩から陸地側20メートルの線</p> <p>ホ線 ニ線の終点とイ線の起点を結んだ線</p> <p>イ線、ロ線、ハ線及びニ線により囲まれた 区域</p> <p>注 イ線 大字長洲833番地々先長洲海岸護岸 起点より237度203メートルの地点まで引 いた線</p> <p>ロ線 イ線の終点から326度40メートルの 地点まで引いた線</p> <p>ハ線 ロ線の終点から52度203メートルの 地点まで引いた線</p> <p>ニ線 ハ線の終点とイ線起点を結んだ線</p> <p>イ線、ロ線、ハ線、ニ線、ホ線及びヘ線に より囲まれた区域</p> <p>注 イ線 大字平山692番地の2地先平山海岸 護岸起点から326度176メートルの地点ま で引いた線</p> <p>ロ線 イ線の終点から36度195メートルの 地点まで引いた線</p> <p>ハ線 ロ線の終点から117度63メートルの 地点まで引いた線</p> <p>ニ線 ハ線の終点から221度180メートルの 地点まで引いた線</p> <p>ホ線 ニ線の終点から145度147メートルの 地点まで引いた線</p> <p>ヘ線 ホ線の終点とイ線の起点を結んだ線</p>
同	<p>平山</p> <p>基点13から基点20までを順次結んだ線並 びに基点20、補助点15、補助点14、補助点 13、補助点12、補助点11、補助点10及び基 点13を順次結んだ線により囲まれた区域</p> <p>基点及び補助点の表示（角度の表示は、 真北）</p> <p>基点13は、南宇和郡愛南町御荘平山526 番地3地先の標柱から339度36分00秒65.24 メートルの地点</p> <p>基点14は、基点13から31度49分30秒 141.50メートルの地点</p> <p>基点15は、基点14から343度16分00秒 74.00メートルの地点</p> <p>基点16は、基点15から308度39分00秒 138.00メートルの地点</p> <p>基点17は、基点16から38度44分30秒 141.00メートルの地点</p> <p>基点18は、基点17から315度18分00秒 191.50メートルの地点</p>	同	<p>長洲</p> <p>平山</p>

		基点19は、基点18から34度27分00秒 228.50メートルの地点 基点20は、基点19から124度58分30秒 80.00メートルの地点 補助点10は、基点13から159度59分30秒 101.50メートルの地点 補助点11は、基点14から97度47分00秒 88.00メートルの地点 補助点12は、基点15から48度27分30秒 88.00メートルの地点 補助点13は、基点17から118度34分30秒 148.50メートルの地点 補助点14は、基点17から97度11分00秒 129.50メートルの地点 補助点15は、基点18から84度53分00秒 104.50メートルの地点			
同	大島	基点21、基点22、補助点17、補助点16及び基点21を順次結んだ線により囲まれた区域 基点及び補助点の表示（角度の表示は、真北） 基点21は、南宇和郡愛南町御荘平山526番地3地先の標柱から136度09分45秒565.51メートルの地点 基点22は、基点21から7度16分00秒 130.00メートルの地点 補助点16は、基点21から97度16分00秒 80.00メートルの地点 補助点17は、基点22から97度16分00秒 80.00メートルの地点			
省略			省略		
省略			省略		

○愛媛県告示第145号

海岸保全区域の追加指定（昭和34年3月愛媛県告示第260号）の一部を次のように改正する。

令和2年2月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前										
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>海岸名</th> <th>地区海岸名</th> <th>地先海岸名</th> <th>区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>御荘港</td> <td>平城</td> <td>長崎</td> <td> イ線、ロ線、ハ線、ニ線、ホ線、ヘ線及びト線によつて囲まれた区域。 注 イ線、御荘町大字平城6142番地の1地先平城南地先海岸護岸終点から236度30メートルの地点まで引いた線。 </td> </tr> </tbody> </table>	海岸名	地区海岸名	地先海岸名	区 域	御荘港	平城	長崎	イ線、ロ線、ハ線、ニ線、ホ線、ヘ線及びト線によつて囲まれた区域。 注 イ線、御荘町大字平城6142番地の1地先平城南地先海岸護岸終点から236度30メートルの地点まで引いた線。		
海岸名	地区海岸名	地先海岸名	区 域										
御荘港	平城	長崎	イ線、ロ線、ハ線、ニ線、ホ線、ヘ線及びト線によつて囲まれた区域。 注 イ線、御荘町大字平城6142番地の1地先平城南地先海岸護岸終点から236度30メートルの地点まで引いた線。										

口線、イ線の終点から147度10メートルの地点まで引いた線。

八線、口線の終点より大字平城108番地の6地先2級国道松山高知線と護岸交叉点から286度75メートルの地点に至る長崎物揚場天端前肩より海面側20メートルの線。

二線、八線の終点から83度28メートルの地点まで引いた線。

ホ線、二線の終点から172度50メートルの地点まで引いた線。

八線、ホ線の終点とイ線の起点から56度20メートルの地点に至る長崎物揚場天端前肩より陸側10メートルの線。

ト線、へ線の終点とイ線の起点を結んだ線。

イ線、口線、八線、二線及びホ線により囲まれた区域。

注
イ線、御荘町大字平山412の2番地々先港湾区域境界標柱から335度18メートルの地点まで引いた線。

口線、イ線の終点から御荘町大字平山1388の1番地々先平山護岸終点に至る平山護岸天端前肩から陸地側15メートルの線。

八線、口線の終点から37度20メートルの地点まで引いた線。

二線、八線の終点よりイ線の起点から137度20メートルの地点に至る平山護岸天端前肩から海面側20メートルの線。

ホ線、二線の終点とイ線の起点を結んだ線。

イ線、口線、八線、二線及びホ線によつて囲まれた区域。

注
イ線、御荘町大字平山1378番地々先大島護岸南端から283度10メートルの地点まで引いた線。

口線、イ線終点から13度120メートルの地点まで引いた線。

八線、口線の終点から100度35メートルの地点まで引いた線。

二線、八線の終点から193度120メートルの地点まで引いた線。

ホ線、二線の終点とイ線の起点を結んだ線。

〃 平山
(2)

〃 大島

○愛媛県告示第146号

愛媛県管理港湾区域（昭和30年5月愛媛県告示第361号）の一部を次のように改正する。

令和2年2月18日

長浜港港湾管理者 愛媛県

代表者 愛媛県知事 中村時広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
港名	港湾区域	港名	港湾区域
省略		省略	
長浜港	<u>住吉公園四等三角点(60.4メートル)</u> (北緯33度36分46秒、東経132度29分02秒)から256度30分805メートルの地点から341度58メートルの地点に引いた線、同地点から48度30分1,000メートルの地点を中心とする半径1,000メートルの円弧のうち同地点からそれぞれ322度及び228度30分に引いた線以西の部分、同地点から322度1,000メートルの地点から52度2,850メートルの地点まで引いた線、同地点から142度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに <u>肱川新長浜大橋</u> 下流の河川水面	長浜港	<u>住吉公園三角点(60.1メートル)</u> (北緯33度36分35秒東経132度29分12秒)から256度30分805メートルの地点から341度58メートルの地点に引いた線、同地点から48度30分1,000メートルの地点を中心とする半径1,000メートルの円弧のうち同地点からそれぞれ322度及び228度30分に引いた線以西の部分、同地点から322度1,000メートルの地点から52度2,850メートルの地点まで引いた線、同地点から142度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに <u>肱川長浜大橋</u> 下流の河川水面
省略		省略	

○愛媛県告示第147号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、四国地方整備局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年2月18日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 公共測量(UAV航空レーザ測量、UAV航空レーザ測深)
- 2 作業期間 令和2年2月3日から3月27日まで
- 3 作業地域 重信川直轄管理区間(松山市地内)

○愛媛県告示第148号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和2年2月18日

愛媛県知事 中村時広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般-26)第9731号	平成27年1月31日	篠原建設	篠原 康博	松山市猿川甲932-3	令和2年1月21日	建築工事業	建設業の廃止
(般-27)第17501号	平成27年6月15日	(株)北辰	中矢 恒憲	松山市味酒町2-17-11	令和2年1月21日	土木工事業、建築工事業 左官工事業 とび・土工工事業 舗装工事業	建設業の廃止
(般-26)第16588号	平成26年11月19日	(有)ケイング	黒川今朝幸	松山市桑原5-2-37	令和2年1月24日	建築工事業	建設業の廃止
(般-28)第17790号	平成28年9月13日	村上工務店	村上 義浩	松山市東方町甲2324-2	令和2年1月30日	建築工事業	建設業の廃止 (法人成り)

○愛媛県告示第149号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和2年2月18日

愛媛県知事 中村時広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般-27)第15761号	平成27年6月23日	向井建設	向井 金正	大洲市徳森2632-46	令和2年1月22日	建築工事業、大工工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 鋼構造物工事業 内装仕上工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第150号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。

令和2年2月18日

愛媛県知事 中村時広

診断する身体障害の種類	診療科名	病院又は診療所の名称	医師氏名	同左所在地	指定年月日
肢体不自由	内科	医療法人 橋医院	橋 秀 樹	伊予市灘町136番地の3	令和2年2月1日
肢体不自由、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫・肝臓機能障害	外科	医療法人沖縄徳洲会 宇和島徳洲会病院	梅 本 覚 司	宇和島市住吉町2丁目6番24号	令和2年2月1日
肢体不自由、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸機能障害	消化器内科	独立行政法人国立病院機構愛媛医療センター	久 保 義 一	東温市横河原366番地	令和2年2月1日
肢体不自由、呼吸器機能障害	内科	独立行政法人国立病院機構愛媛医療センター	岩 井 将	東温市横河原366番地	令和2年2月1日
肢体不自由、心臓・じん臓・呼吸器機能障害	呼吸器内科	独立行政法人国立病院機構愛媛医療センター	阿 部 聖 裕	東温市横河原366番地	令和2年2月1日
肢体不自由、心臓・じん臓・呼吸器機能障害	循環器内科	独立行政法人国立病院機構愛媛医療センター	岩 田 猛	東温市横河原366番地	令和2年2月1日
心臓機能障害	循環器内科	循環器科林病院	三 谷 英 信	新居浜市中西町6-46	令和2年2月1日

○愛媛県告示第151号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のように指定医師の辞退の届出があった。

令和2年2月18日

愛媛県知事 中村時広

診断した身体障害の種類	診療科名	病院又は診療所の名称	医師氏名	同左所在地	届出年月日
視覚障害	眼科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	立 花 亮 祐	東温市志津川	令和2年1月6日
肢体不自由、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・肝臓機能障害	外科	公立学校共済組合四国中央病院	金 川 俊 哉	四国中央市川之江町2233番地	令和2年1月6日

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和2年2月18日

愛媛県知事 中村時広

1 入札に付する事項

- (1) 件名
交通管制センター、サブセンター等設備保守業務委託
- (2) 委託業務名及び数量
交通管制センター、サブセンター等設備保守業務 一式
- (3) 委託業務の内容等
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 委託期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

- (5) 委託業務の履行場所
松山市若草町7番地1（交通管制センター）ほか
 - (6) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
知事の審査を受け、平成29年度、平成30年度、平成31年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認めら

れた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 委託業務と同程度の交通管制センター、サブセンター等設備保守業務の実績を有し、委託業務について、適切かつ迅速に履行し得る体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先(郵送の場合)、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
愛媛県警察本部警務部会計課交通安全施設係
〒790 8573
愛媛県松山市南堀端町2番地2
電話 (089)934 0110
- (2) 入札説明書の交付時期
公告の日から令和2年3月23日(月)の執務時間中
- (3) 入札書の受領期限
令和2年3月30日(月)午前10時00分
- (4) 事前提出書類(入札書のほかに提出する書類)の受領期限
令和2年3月26日(木)午後5時15分まで
- (5) 開札の日時及び場所
令和2年3月30日(月)午前10時00分
愛媛県警察本部2階 第一会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、競争入札参加申請書と併せ2の(2)を証明できる書類を事前提出書類の受領期限までに提出しなければならない。
なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

委託業務を履行できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be rendered: Maintenance and upkeep of Traffic Control Center and Sub center , 1 set
- (2) Time limit of tender: 10:00 a.m. , 30 March 2020
- (3) For further information , please contact: Supplies Procurement Section , Finance Division , Administration Department , Ehime Prefectural Police Headquarters , 2 2 Minamihoribatacho , Matsuyama , Ehime 790 8573 Japan
Tel 089 934 0110

教育委員会告示

○愛媛県教育委員会告示第1号

愛媛県文化財保護条例(昭和32年愛媛県条例第11号)第10条第1項及び第26条第5項の規定に基づき、次のとおり、愛媛県指定有形文化財に指定し、及び愛媛県指定無形文化財の保持者として追加認定する。

令和2年2月18日

愛媛県教育委員会

教育長 三好伊佐夫

1 指定する有形文化財

名称	所在地	所有者	員数
天満神社本殿	四国中央市土居町天満2720番地	四国中央市土居町天満2720番地 宗教法人天満神社	1棟
絹本著色不動明王像	西条市旦之上甲543番地	西条市旦之上甲543番地 宗教法人十地院	1幅
木造五智如来坐像	松山市太山寺町1730番地	松山市太山寺町1730番地 宗教法人太山寺	5軀

2 追加認定する無形文化財の保持者

名称	保持者		
	氏名	生年月日	住所
砥部焼	白瀧八洲彦	昭和14年5月26日	伊予郡砥部町五本松156番地1